年 月 日

横浜市長

住所 事業者名称 代表者職氏名

印

## 横浜市介護保険住宅改修費等申請・受領委任払いについての承諾書

- 居宅要介護被保険者等から介護保険の住宅改修に係る保険給付についての申請及び 受領の委任の申し出があった場合は、居宅要介護被保険者等からは保険給付分を除い た自己負担額の支払いを受け、保険給付分については、委任に基づいて支給申請を行 い受領することを承諾します。
- 住宅改修給付費受領委任払い取扱事業者名簿への登録を希望します。
- 住宅改修工事を行うにあたっては、次の事項を遵守します。
- 1 介護保険給付の対象となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令及び横浜市介護保険居宅介護住宅改修費等の申請・受領委任払いによる 支給手続きに関する要綱(以下「要綱」という。)等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う居宅要介護被保険者等が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険 者等の心身及び住宅の状況等をふまえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、横浜市、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

特に、居宅介護支援事業者等と要綱第8条に定める住宅改修着工前の相談・確認の 手続きを経ていること。

- 4 居宅要介護被保険者等から、介護保険住宅改修を申請・受領委任払いで行うことを 求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保 険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、保険給付の制限に関する 規定の適用を受けていないこと(要綱第4条第2項)等、当該申請・受領委任払いが 可能であるかどうかについて確認すること。
- 5 正当な理由なく、申請・受領委任払いによる住宅改修の提供を拒まないこと。

6 当該住宅改修を申請・受領委任払いにて行う場合、その施工に係る見積書を作成して居宅要介護被保険者等に発行し、了承を得ること。その際、見積書には、当該住宅 改修の内容、個所及び規模、住宅改修に要する費用(保険給付分及び自己負担分の内 訳の見込を含む。)並びに施工事業者名、連絡先等を明記すること。

また、居宅要介護被保険者等が複数事業者から見積もりを取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。

- 7 当該住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その 変更の内容を当該居宅要介護被保険者等に通知すること。
- 8 住宅改修費については、自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。 また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護被保険者等へ領収書及び内訳書を発行すること。
- 9 住宅改修を申請・受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を横浜市に通知すること。
- (1) 不正な行為により、保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 10 居宅要介護被保険者等からの苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認 するための訪問等を行い、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ 迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容について も、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応を行うこと。
- 1 1 住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。
- 12 登録事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た 居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 13 横浜市介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者業務概要等届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を別紙様式にて、市長に届け出ること。